

議第2号

県立学校講師自死事案に係る再発防止策（案）について

郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書の提言等を踏まえ、再発防止に向けた取組みを別紙のとおり行うものとする。

平成30年1月29日提出

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

郡上特別支援学校講師自死事案に係る再発防止に向けた取り組み

平成30年1月29日

(1) 危機管理・コンプライアンス向上のための体制の整備

○「教育管理課」(仮称)の新設

- ・教育委員会の情報公開や法令遵守に係る取り組みのチェック
- ・文書管理・法令遵守等に係る巡回指導の実施
- ・苦情やトラブル情報の集約、フォローアップシステムの導入
- ・教育長決裁区分をより客観的に判断できるよう事務決裁規程を見直し
- ・「教職員の働き方改革プラン」等の施策の実効化に向けた確実な進捗管理

○ハラスメント、過労死等の疑いのある個別重大事案を調査・審議する第三者機関の設置

○弁護士による、ハラスメント、過労死等相談窓口の新設

○適正な労務管理を図る「県立学校教員出退勤管理システム」の導入

○教職員個々の所掌業務の全容が把握できる分掌表の導入

○特別支援学校の講師比率の改善に向けた教員採用枠の拡大

(2) 徹底した職員の意識改革

○職員研修の充実

- ・全ての校長や事務局管理職等を対象に、コンプライアンスやマネジメント(メンタルヘルスやハラスメント防止、労務管理等)に係る研修を新たに実施
- ・全ての教職員を対象に本事案を題材とした職場研修を実施
- ・新任講師に対する研修の充実

(3) 郡上特別支援学校固有の課題への対応

○現行の2校舎体制での職員負担の軽減

- ・那比校舎への事務職員の配置や公用車の配備
- ・スクールバスの増車による効率的な運用

○校舎統合に向けた課題整理と関係者との調整の推進

郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書を踏まえた再発防止策について

H30. 1. 29

報告書での再発防止に向けた提言（課題、方向性）		具体的な取組み
<p>■教育委員会のこれまでの取組みの実効化</p>		
<p>岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会からの提言(平成28年3月)</p>	<p>○施策の推進をまとめる課がなく、進捗状況や実効性が不明。(教職員コンプライアンスハンドブックの配布・活用状況、セルチェックの取組結果が不明 等) ⇒施策の実効性を図るため、施策の進捗を取りまとめる課を早急に決めるべき。</p>	<p>○提言施策の取組状況の確認・とりまとめ * 学校・教育委員会における提言施策の取組みの状況を確認し、定期的に進捗をフォローするなど、関係課とともに取組みを促進。(本年度中)</p> <p>○実効化に向け、進捗管理を的確に行う「教育管理課」(仮称)を新設 * コンプライアンス向上に向け中核となって取組みを進めるとともに、確実な進捗管理を行う組織を新設。</p>
<p>教職員の働き方改革プラン2017</p>	<p>○公務災害と認定され、遺族からの申入れ等を踏まえて29年6月に策定。毎年度、改訂する。 ⇒プランの進捗管理を確実に実行されたい。</p>	<p>○これまでの取組み状況をとりまとめ、本事業の課題への対応も含め、次期プラン2018に反映。(本年度中)</p> <p>○プラン2018の進捗管理を的確に行う組織を新設。再掲</p>
<p>■法令に基づく事務処理の徹底</p>		
<p>法令に基づく事務処理の徹底</p>	<p>○根拠に立ち返った事務処理を行うという意識が欠如。また、情報開示制度の理解不足から開示すべき情報が開示されないという事態を招いた。 ⇒「法令に基づく事務処理」という大原則を全職員に周知・徹底する必要がある。</p>	<p>○職員研修の充実（危機管理・法令遵守意識の醸成） * 学校運営に携わる校長・教頭・部主事や教育委員会管理職等を対象としたコンプライアンス研修(講師:弁護士)を新たに実施。 * 新任校長・教頭研修等において、文書による事務処理や文書管理・情報開示制度を徹底する研修を充実。 * 本事業を題材とした職場研修の実施(30年1月～) * 全校長・事務局管理職を対象とした文書管理や情報公開制度に関する研修を実施し、各職場においても徹底。</p>

<p>岐阜県教育委員会公文書規程による管理の徹底</p>	<p>○事務処理は文書で行うことが原則だが、職員間の報告が口頭で行われ情報が適切に伝わらない事態を招いた。また、情報開示における文書特定漏れを生じるなど、文書管理が適切とは言えない。 ⇒公文書規程を意識した文書事務処理や管理を徹底すべき。死亡事案においては、関係記録の散逸防止措置を検討すべき。</p>	<p>○教育委員会の情報公開や法令遵守に係る取組みをチェックする組織を新設。再掲 ○文書管理・法令遵守等に係る巡回指導の実施</p>
<p>岐阜県教育委員会事務決裁規程の明確化</p>	<p>○教育長決裁基準の文言が一義的に明らかでなく、人によって判断が異なる可能性がある。今回、死亡事案にも関わらず公務災害認定に係る任命権者意見は教育長決裁を受けていない。 ⇒客観的公平に適用できるよう、規程を明確化すべき。</p>	<p>○事務決裁規程の見直し *教育長決裁とすべきものを客観的に判断できるよう、基準を明確化。(本年度中)</p>
<p>■具体的な再発防止策の構築に向けて</p>		
<p>組織内での情報共有の見直し</p>	<p>○情報の報告方法が担当課任せであり、情報共有がなされにくく、継続的なフォローの仕組みも不十分。 ⇒重大事案が発生した場合の学校現場を含めた教育委員会全体で情報共有できる仕組みへの見直し。</p>	<p>○学校や教育委員会への苦情やトラブル等の情報を教育長に報告し、対応の進捗をフォローアップする仕組みの構築 *情報の報告・共有ルールの明確化に加え、情報を一元的に管理する組織を新設。再掲</p>
<p>第三者機関の設置等</p>	<p>○教育委員会での調査が客観性・公平性に疑問を持たれるなど、内部調査の限界や課題が見られた。 ⇒不適切な事務処理等に係る学校現場や教育委員会の対応を調査・審議する第三者機関の設置を検討すべき。</p>	<p>○ハラスメント、過労死等の疑いのある重大事案を調査・審議する第三者機関の設置 *学校現場や教育委員会でのハラスメント等の不適切な対応や過労死の疑いのある個別重大事案を調査・審議する第三者機関(弁護士、臨床心理士等)を設置。</p>
	<p>○組織内部にハラスメント等に係る相談窓口があるが、職員が内部ゆえに相談を躊躇する可能性がある。 ⇒第三者による相談窓口の設置も検討すべき。</p>	<p>○ハラスメント等や過労死などに係る外部相談窓口の設置 *内部相談窓口に加え弁護士による外部相談窓口を新設。</p>

<p>学校管理職のマネジメント能力の向上</p>	<p>○教職員の勤怠管理は学校マネジメントの基礎であるが本事業では勤務内容や勤務時間把握が不十分で、十分な職員管理・指導ができていなかった。 ⇒適正な勤怠管理に向け、出退勤記録の電子化を速やかに具現化すべき。また、管理職の危機管理・マネジメント能力の向上のため、校長、教頭らに対し、適宜・適切な研修を実施すべき。</p>	<p>○県立学校教員出退勤管理システムの整備 *勤務場所から離れていても個人スマートフォンから出退勤時間を記録できるシステムを整備</p> <p>○教職員個々の所掌業務の全容が把握できる分学表の導入</p> <p>○管理職研修の充実（学校マネジメントの意識醸成） *メンタルヘルス、ハラスメント防止、労務管理等をテーマとした管理職研修(講師：臨床心理士等)を新たに実施。</p>
<p>郡上特別支援学校の校舎統合の検討</p>	<p>○2校舎体制により那比校舎に所属長である校長が常駐していないことに最大の課題がある。また、事務職員の不在が教員への事務負担につながっている。 ⇒本件を機に改めて統合に向けた検討をすべき。 なお、統合には適地選定など多くの課題を解決する必要がある。要があり相当の期間を要することから、その間は、学校現場の意見を反映した教職員の負担軽減策を講じる必要がある。</p>	<p>○校舎統合に向けた課題整理と関係者との調整の推進 *将来的な学校規模想定、校舎条件や用地確保の検討。</p> <p>○那比校舎への事務職員の配置 *教員の負担軽減に向け事務職員を適正配置</p> <p>○公用車の配備 *那比校舎への事務職員配置を踏まえ配車（軽バンタイプ1台）</p> <p>○スクールバスの増車 *2校舎4系統を3台から4台に増車して運行を効率的にし、送迎時間を短縮することで、朝や放課後の時間を有効活用する。</p> <p>(特別支援学校全体の課題への対応) ○特別支援学校の講師比率の改善 *採用枠を拡大65→70人</p> <p>○常勤講師の研修の充実 *校外研修の拡大(必須1日・希望2日→必須2日・希望1日) *特支の新任講師は、初任者校内研修の一部を受講する。</p>